

鳥取市簡易水道事業等の鳥取市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第45号

鳥取市簡易水道事業等の鳥取市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取市特別会計条例の一部改正)

第1条 鳥取市特別会計条例(昭和39年鳥取市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

(鳥取市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 鳥取市水道事業給水条例(昭和48年鳥取市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(鳥取市簡易水道事業を除く。以下同じ。)」を削る。

第2条中「(鳥取市簡易水道事業給水条例(昭和34年鳥取市条例第12号)第2条の表に定める給水区域を除く。)」を削る。

附則に次の2項を加える。

(旧簡易水道事業給水区域の料金の特例)

5 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、廃止前の鳥取市簡易水道事業給水条例（昭和34年鳥取市条例第12号）第2条の表に定める給水区域における料金は、第24条の規定にかかわらず、次の表に掲げる基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

メーターの 口径	基本料金 (1月につき)	従量料金（1月につき）		
		使用水量30 m ³ までの分	使用水量30 m ³ を超え50 m ³ までの分	使用水量5 0 m ³ を超え る分
13mm又は 20mm	950円	1 m ³ につき7 2円	1 m ³ につき8 3円	1 m ³ につき 99円
25mm又は 30mm	1,480円			
40mm	3,800円			
50mm	5,950円			
75mm	13,390円			

6 前項の規定が適用される場合にあつては、第38条第4号及び第39条第1項中「第24条」とあるのは「附則第5項」と読み替えるものとする。

(鳥取市簡易水道事業等分担金徴収条例の一部改正)

第3条 鳥取市簡易水道事業等分担金徴収条例（平成10年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例

第1条中「簡易水道施設等を建設する事業」を「水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設を整備する事業」に改める。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 廃止前の鳥取市簡易水道事業給水条例（昭和34年鳥取市条例第12号）第2条の表に定める給水区域のうち、水道事業管理規程で定める区域における水

道施設を整備する事業

- (2) 水道が布設されていない地域に水道施設を整備する事業（厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行されるものに限る。）

第4条第1項中「市長」の次に「又は水道事業管理者（以下「市長等」という。）」を加え、同条第2項中「市長」を「市長等」に改める。

第5条第1項ただし書中「市長」を「市長等」に改め、同条第3項中「規則」の次に「又は水道事業管理規程（以下「規則等」という。）」を加え、「市長」を「市長等」に改める。

第6条第1項中「市長」を「市長等」に改め、同条第2項中「規則」を「規則等」に、「市長」を「市長等」に改める。

第6条の2中「市長」を「市長等」に改める。

第7条第1項中「第3条の」を削る。

第8条中「規則で」を「市長等が別に」に改める。

（鳥取市水道水源保全条例の一部改正）

第4条 鳥取市水道水源保全条例（平成16年鳥取市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び簡易水道事業」を削る。

（鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第5条 鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年鳥取市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「設置」を「配置」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の」を削り、同項第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を

「同条第 3 号」に、「同項第 4 号」を「同条第 4 号」に改め、同項第 4 号中「前条第 1 項第 1 号」を「前条第 1 号」に、「同項第 1 号」を「同条第 1 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「同項第 4 号」を「同条第 4 号」に改め、同条第 2 項を削る。

(鳥取市簡易水道事業給水条例等の廃止)

第 6 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鳥取市簡易水道事業給水条例
- (2) 鳥取市簡易水道事業審議会条例（平成 16 年鳥取市条例第 110 号）
- (3) 鳥取市簡易水道事業基金条例（平成 16 年鳥取市条例第 130 号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(鳥取市水道事業給水条例の一部改正及び鳥取市簡易水道事業給水条例の廃止に伴う経過措置)

- 2 第 2 条による改正後の鳥取市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）附則第 5 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の定例日後（同日に水道の使用の承認を受け、かつ、使用をやめた場合にあっては、同日）に計量した使用水量により算定する料金について適用し、同日以前に計量した使用水量により算定する料金については、第 6 条による廃止前の鳥取市簡易水道事業給水条例（以下「廃止前の簡易水道条例」という。）の規定を適用する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- (1) 廃止前の簡易水道条例別表第 1、別表第 5、別表第 10 及び別表第 11 に規定する給水区域にあっては、改正後の給水条例附則第 5 項の規定は、施行日以後に計量した使用水量により算定する料金（施行日前から引き続き水道を使用する場合で施行日以後最初に計量するときは、施行日からその最初に計量した日までの使用水量を改正後の給水条例第 27 条の規定により認定して算定する料金）につ

いて適用し、施行日前の料金については、廃止前の簡易水道条例の規定を適用する。

- (2) 廃止前の簡易水道条例別表第2、別表第3、別表第4及び別表第9に規定する給水区域にあつては、改正後の給水条例附則第5項の規定は、施行日以後に計量した使用水量により算定する料金（当該使用水量に施行日前の期間に係る使用水量（以下「施行日前の使用水量」という。）が含まれるときは、従量料金については施行日から計量の日までの使用水量により算定する。）について適用し、施行日前に計量した使用水量により算定する料金及び施行日前の使用水量により算定する料金（従量料金に限る。）については、廃止前の簡易水道条例の規定を適用する。この場合において、施行日前の使用水量及び施行日から計量の日までの使用水量は、それぞれ廃止前の簡易水道条例第22条及び改正後の給水条例第27条の規定により認定するものとする。

- 3 改正後の給水条例附則第5項に定める期間が経過したときは、同項の規定は、平成32年4月1日以後最初の定例日までに計量した使用水量により算定する料金まで適用し、平成32年4月1日以後最初の定例日後（同日に水道の使用の承認を受け、かつ、使用をやめた場合にあつては、同日）に計量した使用水量により算定する料金から改正後の給水条例第24条の規定を適用する。

- 4 廃止前の簡易水道条例の規定に基づき行われた処分、手続その他の行為は、改正後の給水条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（鳥取市簡易水道事業等分担金徴収条例の改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行の際現に第3条による改正前の鳥取市簡易水道事業等分担金徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条による改正後の鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例の相当規定によりなされたものとみなす。